

認知症対応型共同生活介護事業/介護予防認知症対応型共同生活介護事業  
運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人翔風会（以下「事業者」という）が開設するグループホームつわぶき（以下「事業所」という）が設置運営する認知症対応型共同生活介護事業/介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という。）の、適正な運営を確保するための人員及び管理に関する事項を定め、事業所の認知症対応型共同生活介護従業者（以下「従業者」という。）が、要支援状態にある高齢者等に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症の症状を持つ高齢者の方（要支援2，要介護1～5の認定を受けた方）が、自宅で暮らしているような家庭的な環境・雰囲気の中で、専門スタッフの適切な介護を受けながら、1人の人格ある人間として自尊心・その人らしい人生を尊重しながら、共同生活を送る中で、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 事業所の従業者は、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、利用者の要支援/要介護状態の軽減若しくは、悪化の防止の予防に資するよう、日常生活に必要な援助を妥当適切に行う。
- 3 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。
- 4 常に提供したサービスの質の管理、評価を行うよう努める。
- 5 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 6 事業所は、指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕を提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第4条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1)名称 グループホームつわぶき
- (2)所在地 鹿児島県鹿児島市喜入町6987番地

(従業者の職種、員数、及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する従業者の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 1名  
管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 計画作成担当者 1名  
計画作成担当者は、利用者に応じた認知症対応型共同生活介護計画作成を行うとともに、連携する介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連絡・調整を行う。
- 三 介護従業者 以下のとおりとする（1名以上は常勤とする。）  
日中の時間帯：共同生活住居ごとに、常勤換算方法で3人以上配置する。

夜間及び深夜の時間帯：常時1人以上配置する。

介護従業者は、利用者の入浴、食事等の介護サービスを提供し、又は必要な支援等を行う。

(利用定員)

第6条 当該事業所における利用定員は9名とする。

(認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の内容及び利用料等)

第7条 認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の内容は、次のとおりとし、サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、法定代理受領サービスであるときは、その介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

1 介護の内容

心身の状況に応じて介護職員が、食事、入浴、洗濯、排泄整容、お部屋の清掃、体位変換、通院、就寝見守り、会話、レクリエーション等日常生活に必要な介護全般を行う。

日常生活の中で、必要な動作を機能訓練に取り入れ、手芸、園芸、工作、歩行等、機能の回復を目指す。

2 その他の費用

(1) 食材料費等

1日あたり 800円 (朝食200円 昼食300円 夕食300円)

(2) 家賃等

1日あたり 1,000円

(3) 水道光熱費

1日あたり 560円

(4) その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用 (居室での使用 1日あたり テレビ50円 冷蔵庫30円)

(短期利用認知症対応型共同生活介護)

第8条 事業所は、各共同生活住居の定員の範囲内で、空いている居室や短期利用者専用の居室等を利用し、短期間の指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕(以下「短期利用認知症対応型共同生活介護」という。)を提供する。

2 短期利用認知症対応型共同生活介護の定員は一の共同生活住居につき1名とする。

3 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用は、あらかじめ30日以内の利用期間を定めるものとする。

4 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用に当たっては、利用者を担当する居宅介護支援専門員が作成する居宅サービス計画の内容に沿い、事業所の計画作成担当者が認知症対応型共同生活介護計画を作成することとし、当該認知症対応型共同生活介護計画に従いサービスを提供する。

5 入居者が入院等のために、長期にわたり不在となる場合は、入居者及び家族の同意を得て、短期利用認知症対応型共同生活介護の居室に利用することがある。なお、この期間の家賃等の経費については入居者ではなく、短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者が負担するものとする。

(支払いの方法)

第9条 認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者等は、原則、事業所の定める期日までに、利用料等を指定の金融機関口座への振込又は自動引落としにより納付するものとする。

(入退居にあたっての留意事項)

第10条 認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の対象者は、要支援/要介護者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

(1) 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

- (2) 自傷他害のおそれがないこと。
- (3) 常時医療機関において治療をする必要がないこと。
- 2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退去してもらう場合がある。
- 3 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。
- 4 短期利用認知症対応型共同生活介護の利用者の入退居に際しては、利用者を担当する介護支援専門員と連携を図ることとする。

#### (非常災害対策)

- 第11条 非常災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずる。管理者は、非常災害発生に備えて、消防計画、風水害、地震、津波、火山災害等に対処する計画を個別作成し、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
- 2 管理者は、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、責任者のもと、地域の協力機関等と連携を図り、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。
  - 3 訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

#### (認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の利用契約)

- 第12条 事業所は、認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始にあたり、利用者及び家族等に対して認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護利用契約書の内容に関する説明を行った上で、利用者又はその家族等と利用契約を締結するものとする。

#### (認知症対応型共同生活介護計画/介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成)

- 第13条 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護サービス/介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に認知症対応型共同生活介護計画/介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成する。
- 2 介護計画の作成、変更に際しては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得、交付を行う。
  - 3 従業者は、それぞれの利用者について、介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

#### (サービス提供の記録と開示)

- 第14条 事業所は、認知症対応型共同生活介護サービス/介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

#### (虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する

者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### (身体拘束等)

第16条 施設サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。

2 事業所は、前項の身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

3 事業所は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

#### (秘密保持等)

第17条 従業者は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

2 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

#### (個人情報の保護)

第18条 当事業所は、個人情報の厳格な管理/保護を実施していくことを社会的責務と考え、従業者及び関係スタッフに周知徹底を図り、個人情報保護に努める。

2 当事業所は、サービスの内容と規模を考慮して、個人情報を保護・管理する体制を確立し、適切な個人情報の収集、利用、提供及び開示に関する内部規則を定め、これを遵守する。

3 当事業所は、個人情報保護の重要性について、従業者に対する教育啓発活動を実施する他、個人情報への不正アクセス、個人情報の紛失、破壊、改ざん及び漏えいなどに関する万全の予防措置を講ずることにより、個人情報の安全性・正確性の確保を図り、万一の問題発生時には速やかな是正対策を実施する。

4 当事業所は、「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」、その他個人情報に関する法令やその他の規範を遵守する。

5 当事業所は、上記の活動を実施するにあたり、個人情報保護に関する事業所内の仕組みを適切に維持するための規程を策定・運用し、運用状況について定期的に監査し、これを継続的に見直し、改善するよう努める。

6 当事業所の個人情報に関して、苦情及びその他の問い合わせ窓口として、管理者を定めることとする。

#### (苦情処理)

第19条 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護に関する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情を受け付けるための窓口として、管理者を設置し、必要な措置を講ずる。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

3 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護に関し、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。

4 事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告する。

- 5 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行なう調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努める。
- 6 事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を報告する。

(事故発生時の対応)

- 第20条 利用者に対する認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合には、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業所は、前項の事故が発生した場合には、当該事故の情况及び事故に際して実施した処置を記録する。

(記録の整備)

- 第21条 事業所は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておく。
- 2 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。
    - 一 認知症対応型共同生活介護計画/介護予防認知症対応型共同生活介護計画
    - 二 提供した具体的なサービス内容の記録
    - 三 身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由の記録
    - 四 市町村への通知に係る記録
    - 五 苦情の内容等の記録
    - 六 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
    - 七 運営推進会議への報告、評価、助言等の記録

(衛生管理及び従業者の健康管理等)

- 第22条 事業所は、認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に必要な設備、備品等の清潔を保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。
  - 3 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
    - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
    - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
    - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(損害賠償)

- 第23条 事業所は、利用者に対する認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行なう。

(業務継続計画の策定等)

- 第24条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い

必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第25条 事業所は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、事業所は従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後3か月以内
- 二 継続研修 年1回

- 2 従業者は、その勤務中常に身分を証明する証票を携行し、利用者から求められたときは、これを提示するものとする。
- 3 この規程の定める事項の他、運営に関する重要事項は、事業所が定めるものとする。

(ハラスメント対策)

第26条 事業所は、適切な指定認知症対応型共同生活介護〔指定介護予防認知症対応型共同生活介護〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

(地域との連携)

第27条 指定地域密着型認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

- 2 指定地域密着型認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、本事業所が所在する圏域の地域包括支援センターの職員、地域密着型認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 指定地域密着型認知症対応型共同生活介護/介護予防認知症対応型共同生活介護事業所は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに当該記録を公表するものとする。

附則

この規程は、指定日より施行する。

この規定は、平成25年4月1日より施行する。

この規程は、平成27年8月1日より施行する。

この規程は、平成28年6月14日より施行する。

この規程は、令和元年8月1日より施行する。

この規程は、令和5年6月1日より施行する。

この規程は、令和6年4月1日より施行する。

この規程は、令和6年8月1日より施行する。